

# 回 覧

令和8年4月16日

市民のみなさまへ

君津市長 石 井 宏 子

## 散乱ごみ一掃クリーン作戦にご協力を

市では「環境グリーン都市」を目指し、環境美化推進の一環として、散乱ごみ一掃クリーン作戦を実施しております。これは、君津市まちをきれいにする条例（通称：ポイ捨て禁止条例）に基づき、毎年5月30日を基準日として、この日を中心とした前後の日曜日を「環境美化の日」と定め、市民総参加により取り組んでいるものです。

つきましては、下記のとおり実施しますので、きれいなまちづくりにご協力をお願いします。※今回より変更点がありますので、ご確認お願い致します。

### 記

#### 1 変更点

##### 【変更前】

- ・集積場所 クリーン作戦用に自治会ごとに設定した場所
- ・収集日 当日に市が収集

##### 【変更後】

- ・集積場所 可燃ごみステーション
- ・収集日 翌日からの通常の可燃ごみ収集日で収集

#### 2 実施日時

令和8年5月31日（日）午前8時から午前10時まで

雨天の場合は、6月7日（日）に延期します。ただし、両日雨天の場合は、中止とします。

**※ 実施又は延期（当日中止）については、当日、午前7時に防災行政無線と市のメール配信でお知らせします。**

#### 3 実施方法

各自治会の範囲で実施することとしますが、主な実施方法は次のとおりです。

##### (1) 清掃場所

- ① 住宅地周辺等
- ② 近隣の道路及び公園等

(裏面へ)

## (2) 清掃内容

① 空き缶、空きびん類、紙くずその他散乱しているごみを回収してください。

※ **散乱ごみは、可燃物と不燃物に分別し、公共用ごみ袋に入れて、可燃ごみステーションに出してください。必要に応じて分散して集積してください。**

## 3 留意事項

(1) 家庭のごみ及び各宅地内の雑草は対象外です。

(2) 散乱ごみでも、タイヤ、コンクリート片、バッテリー、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、農機具等は、市で処理できませんので、収集しません。また、粗大ごみについても収集しません。

(3) 清掃等に伴って発生した雑草、木、竹については、各自治会で処理してください。

(4) ごみ回収袋等

・ ごみ回収袋については、公共用ごみ袋を市政協力員を通じてお届けします。

(2世帯当たり1枚程度としますが、世帯数の多い自治会は枚数を調整させていただきます。)

・ なお、麻袋等は使用しないでください。

(5) 自治会等で道路側溝等の清掃に伴って出る土砂・汚泥の収集が必要な場合は、あらかじめ建設部土木課と収集場所や日程について協議をお願いします。

(土木課：0439-56-1687)

## 4 その他

(1) 当日、体調不良の方は、無理せず参加をお控えください。

(2) 道路での作業など事故防止については、十分ご注意ください。

※ なお、当日の作業により事故等があった場合は、市民活動災害補償制度が適用されます。

(3) 問合せ先

君津市経済環境部環境衛生課 ☎ 56-1224

※<当日>清掃工場 ☎ 52-5353